

都道府県・政令指定都市名	14 神奈川県
--------------	---------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	福祉子どもみらい局共生推進本部室
担 当 職 員 数	11 人 (専任 10 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	神奈川県共生推進本部
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2021年4月1日 根拠: 神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	神奈川県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
構 成 員	12 人 (女性 9 人、男性 3 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2018 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
名 称	かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)
改定・見直しの予定時期	2023年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	神奈川県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2002年3月29日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	2021年3月30日
	改 正 内 容	(2021年3月30日改正)男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、積極的改善措置に係る規定を定めるなど、所要の改正。 (2010年8月3日改正)2009年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日
目 標 値	(西暦) 年度まで	%	西暦2022年度までに40%を超えること。かながわ男女共同参画推進プランでは「2022年度に40%を超えること」を目標としており、また県の総合計画であるかながわグランドデザインでは「2022年度に40.8%」を目標としている。		
根 拠	審議会等の委員への男女共同参画推進要綱(平成3年4月1日)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	附属機関及び要綱等により設置された協議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 103 )うち女性委員を含む審議会等数( 103 )		
			延総委員等数( 1,377 )延女性委員等数( 534 )	女性比率( 38.8 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 88 )うち女性委員を含む審議会等数( 84 )		
			延総委員等数( 1,904 )延女性委員等数( 576 )	女性比率( 30.3 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 41 )うち女性委員を含む審議会等数( 39 )		
			延総委員等数( 1,246 )延女性委員等数( 364 )	女性比率( 29.2 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
			延総委員等数( 75 )延女性委員等数( 13 )	女性比率( 17.3 )	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	審議会等の委員への男女共同参画推進のための事前協議の実施			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	587	83	14.1	25	7	28.0	111	8	7.2	451	68	15.1
	うち一般行政職	459	80	17.4	23	6	26.1	83	8	9.6	353	66	18.7
支庁・地方事務所等	計	522	82	15.7	6	1	16.7	62	6	9.7	454	75	16.5
	うち一般行政職	307	68	22.1	6	1	16.7	34	5	14.7	267	62	23.2
全体	計	1,109	165	14.9	31	8	25.8	173	14	8.1	905	143	15.8
	うち一般行政職	766	148	19.3	29	7	24.1	117	13	11.1	620	128	20.6
再掲	警察関係	201	4	2.0	0	0	0.0	39	1	2.6	162	3	1.9
	教育委員会	114	24	21.1	3	0	0.0	17	3	17.6	94	21	22.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	1,814	340	18.7	2,178
	うち一般行政職	1,160	313	27.0	839	221	26.3
支庁・地方事務所等	計	2,232	596	26.7	3,232	597	18.5
	うち一般行政職	1,247	445	35.7	915	410	44.8
全体	計	4,046	936	23.1	5,410	914	16.9
	うち一般行政職	2,407	758	31.5	1,754	631	36.0
再掲	警察関係	1,227	64	5.2	3,437	253	7.4
	教育委員会	543	229	42.2	264	113	42.8

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	71	9	12.7	189	32	16.9	230
	うち一般行政職	51	9	17.6	121	30	24.8	131	31	23.7
支庁・地方事務所等	計	69	14	20.3	118	50	42.4	177	54	30.5
	うち一般行政職	25	10	40.0	75	38	50.7	68	39	57.4
全体	計	140	23	16.4	307	82	26.7	407	90	22.1
	うち一般行政職	76	19	25.0	196	68	34.7	199	70	35.2
再掲	警察関係	51	1	2.0	78	2	2.6	190	16	8.4
	教育委員会	10	2	20.0	53	25	47.2	20	8	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○			○	◎			○	選考による
補佐級	○		○			○	◎			○	選考による
係長級	○		○			○	◎			○	選考による

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	11,261	967	8.6
昇格試験	943	79	8.4

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	1,003	327	32.6
うち 上級	683	248	36.3
うち 一般行政職	342	140	40.9
うち 上級	279	134	48.0
うち 警察関係	522	119	22.8
うち 上級	277	69	24.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
知事部局: 神奈川県職員旧姓使用取扱要綱 教育局: 神奈川県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 企業局: 神奈川県企業庁職員旧姓使用取扱要綱	神奈川県職員旧姓使用取扱要綱: 第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。神奈川県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱: 第2条 職員は、総務室長(教職員人事課所管職員にあっては、行政部教職員人事課長。以下「総務室長等」という。)に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。神奈川県企業庁職員旧姓使用取扱要綱: 第2条 職員は、総務室長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)		うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)		
152	34	22.4	14	3	21.4	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	神奈川県立かながわ男女共同参画センター		愛称・通称	かなテラス	
設置年月日(西暦)	1982年11月6日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：251-0025 住 所：神奈川県藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階 電話番号：0466-27-2111 FAX番号：0466-25-6499 ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：管理課 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：参画推進課、相談課 ) 指定管理者(名称： ) その他( )				
職 員 数	常勤 18 人、	非常勤 11 人	予算額	2022年度	76,765 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画推進市町村連携事業、研修用教材の提供、「かなテラスレポート」発行事業、啓発冊子の発行 ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」、女性管理職育成セミナー、女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー、中高生のための3大気づき講座、DV防止啓発講座 ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項 DV相談(配偶者暴力相談支援センター) ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： かながわ男女共同参画支援サイトの運営、かながわジェンダーダイバーシティデータベース、メールマガジン・Twitter等による情報発信、資料・交流コーナーの運営、講演会・セミナー等配布資料の収集・配架 ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項 ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議、女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： かながわ女性の活躍応援団支援事業 ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画社会推進調査研究事業、男女共同参画推進条例に基づく届出集計、社会参画状況調査 ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： )				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等: 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 ( 内容: )				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 ( 名称 : 概要 : ) <input type="checkbox"/> 7. その他 ( 内容: 男女共同参画をテーマとした講演会等を市町村と連携して実施。市町村関係委員会への委員としての参加。研修用教材の提供。 )	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 ( 内容: 主に女性職員の参加する「育児休業復業者支援研修」について、受講者に配慮した研修時間を設定している。 )
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	403,042	450,554	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	46,731	43,794	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○		
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)		○		
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			○	
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度「かながわ子育て応援団」(2、7) かながわサポートケア企業認証制度(7)、神奈川なでしこブランド事業(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	女性活躍推進に関する取組に係る情報交換会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	かながわジェンダーダイバーシティ・データベース(ホームページ)
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	2	定期的場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 ○ 4. その他 ( かながわ男女共同参画センター )			

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画推進市町村連携事業	地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた講座等を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。	未定	6月～3月
・ 研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	随時	随時
・ 「かなテラスレポート」発行事業	男女共同参画についての情報や、かなテラスの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。		年4回程度
・ 啓発冊子の発行	①女性活躍推進の社会的ムーブメントを拡大するため、企業を対象とした冊子を作成する。②DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」③外国籍県民向けDV防止啓発リーフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」(8言語)④高校生向けデートDV防止啓発冊子「ちょーカンタン デートDVの基礎知識」⑤男性向けDV防止啓発リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」等を作成し、関係機関への配布を行う。	①5,000部/②16,000部/③3,000部×8言語/④92,000部/⑤12,000部	①3月/②③④⑤6月
・ ライフキャリア教育かながわモデル発信事業	就職前の若年層(大学生・高校生・中学生)に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自ら望む働き方・生き方について考える「ライフキャリア教育」を推進するため、啓発冊子等の作成・配布を行う。		随時
・ 男女共同参画教育参考資料作成	小学校5年生向け冊子「こんな子いるよね」作成	県内の小学校	3月
2. 表彰			
3. 講座			
・ 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」	様々な意思決定の場への女性(議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性)の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	20人	7月～10月
・ 女性管理職育成セミナー	管理職やリーダー職を目指す女性を対象に、役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施する。	30人	1月
・ 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」についてグループワークを交えて学び、部の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	30人	12月
・ 【中高生のための3大気づき講座】理工系キャリア支援講座	女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供する。	中・高生等	随時(年5回程度)
・ 【中高生のための3大気づき講座】男女共同参画・メディアリテラシー講座	人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	中・高生等	随時(年5回程度)
・ 【中高生のための3大気づき講座】デートDV防止啓発講座	NPOや中学・高校等と連携し、参加しながら学ぶことのできるデートDV防止啓発講座を実施する。	中・高生等	年8回程度
・ DV防止啓発講座	DVについて当事者だけでなく周囲の方々の理解を深め、対応を起こすことのできるようDV防止等のための啓発講座を実施する。	定員20名	随時(年4回程度)
4. 相談事業			
・ 配偶者暴力相談支援センター	DV相談及びDV被害者の自立支援を行う。(女性のためのDV相談窓口、多言語相談窓口の設置、法律相談・精神保健相談の実施等)		通年
・ 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催	女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して被害者の相談、心のケアへの支援を行うことを目的に連絡会を開催する。	国・県・市21機関	年3回
・ かながわDV相談LINE	コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用した、DV・デートDV等に悩む女性向けの相談を実施。		4月～3月
5. 情報収集・提供			
・ かながわ男女共同参画支援サイトの運営	女性の能力発揮(エンパワーメント)に向けた取組みの一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供する。		通年
・ かながわジェンダーダイバーシティデータベース	統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行う。		随時
・ メールマガジン、Twitter等による情報発信	メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信する。また、Twitter等によりイベントなどの最新情報を随時発信する。		通年
・ 資料・交流コーナーの運営	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行う。		通年
・ 講演会・セミナー等配布資料の収集・配架	かなテラスが主催する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信する。		通年
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・ 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議	かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。※オンラインにて研修のみ実施	42人(30自治体)	6月

<p>8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍応援団支援事業</li> <li>・男性の家事育児参画促進事業</li> </ul>	<p>○女性活躍を推進する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」により、女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のための事業を実施する。 [具体的な事業]・女性の活躍応援団冊子の作成・応援団啓発講座・女性の活躍応援サポーターの募集・女性の活躍応援サポーター向けセミナー&amp;交流会・全体会議(ムーブメント拡大ミーティング)</p> <p>○男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を目指して、「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムにおいて、男性の参画を進めるための企画等について検討や情報交換等を実施する。[具体的な事業]・オンラインミーティングの開催・コンソーシアムホームページやTwitterによる情報発信・コンソーシアム通信発行によるメンバー同士の情報共有</p>	未定	随時
<p>9. 国際交流・海外派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>			
<p>10. 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会推進調査研究事業</li> </ul>	<p>男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。</p>		随時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進条例に基づく届出集計・公表</li> </ul>	<p>男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、常時使用する従業員数300人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計し公表する。</p>		10月～3月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参画状況調査</li> </ul>	<p>かなテラスで実施する、女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。</p>		12月～3月
<p>11. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	神奈川県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	神奈川県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第10条 議員は、公務、病気、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもって、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産		2	
育児		1	
家族の看護		2	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		4	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ( 男女共同参画等の推進については位置付けている )
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ( 2022年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2011年4月23日	～	2023年4月22日
副知事			3 人	(女性 0 人、	男性 3 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	56	7	12.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	55	7	12.7	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	1	14.3	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	16	0	0.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	5	62.5	
	2 国土利用計画地方審議会	20	6	30.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	20	2	10.0	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	30	5	16.7	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	22	7	31.8	
	7 精神医療審査会	25	7	28.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	22	3	13.6	
	10 准看護師試験委員会	10	5	50.0	
	11 麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12 地方社会福祉審議会	30	10	33.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	2	13.3	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	35	15	42.9	
	19 建築審査会	7	1	14.3	
	20 都道府県建築士審査会	7	1	14.3	
	21 都道府県都市計画審議会	29	6	20.7	
	22 開発審査会	7	2	28.6	
	23 私立学校審議会	18	4	22.2	
	24 石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0	全本部長が職務指定のため
×	25 公害健康被害認定審査会				
	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	24	2	8.3	
	27 都道府県児童福祉審議会	26	15	57.7	
	28 地方港湾審議会	8	1	12.5	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	16	10	62.5	
	31 介護保険審査会	12	3	25.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
	33 感染症の診査に関する協議会	30	8	26.7	
	34 警察署協議会	540	186	34.4	
	35 土地収用事業認定審議会	7	2	28.6	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	4	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	29	1	3.4	
	38 地方独立行政法人評価委員会	18	6	33.3	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	1	11.1	
	44 留置施設視察委員会	8	1	12.5	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	18	0	0.0	消防法第35条の8に基づき、関係団体に推薦を依頼したところ、女性の推薦者がいなかったため
	46 指定難病審査会	15	1	6.7	
×	47 小児慢性特定疾病審査会				
	48 行政不服審査会	9	4	44.4	
×	49 地域医療対策協議会				
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
	51				
	52				
	53				
	合計	1,246	364	29.2	
	女性委員0の審議会数	2			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	21	2	9.5	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	団体から推薦された委員等に女性がいなかったため
	合 計	75	13	17.3	
	女性委員0の委員会数	1			